

財務省第10入札等監視委員会
平成30年度第4回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和元年6月18日(火) 広島合同庁舎1号館会議室	
委員	委員 山田 希 恵 (アイル監査法人 公認会計士) 委員 内田 喜 久 (内田法律事務所 弁護士) 委員 山口 力 (広島大学大学院社会科学研究所 教授)	
審議対象期間	平成31年1月1日(火) ~ 平成31年3月31日(日)	
契約の概要説明	審議対象期間における契約案件の概要	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名 : 平成30年度山口財務事務所自動車交換契約 契約相手方 : トヨタカローラ山口株式会社 (法人番号 7250001009117) 契約金額 : 2,612,514円 契約締結日 : 平成31年1月7日 担当部局 : 中国財務局
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名 : 事務用いす等の購入 契約相手方 : 株式会社五興 (法人番号 2240001003496) 契約金額 : 3,456,000円 契約締結日 : 平成31年3月5日 担当部局 : 中国財務局
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名 : (K1)乾式複写機の購入 契約相手方 : 株式会社安西事務機 (法人番号3240001000385) 契約金額 : 13,899,600円 契約締結日 : 平成31年2月21日 担当部局 : 広島国税局
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名 : 平成31年分路線価等を定めるための 鑑定評価員等及び土地評価精通者業務 契約相手方 : 一般財団法人日本不動産研究所中四国支社 (法人番号 2010405009567) 契約金額 : 3,607,100円 契約締結日 : 平成30年9月20日 担当部局 : 広島国税局
委員からの意見・質問、それに対する回答等	下記のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【抽出事案の説明及び審議】</p> <p>1 平成30年度山口財務事務所自動車交換契約 1 者応札の理由について</p> <p>落札率が高い理由について</p> <p>2 事務用いす等の購入 契約業務内容について</p> <p>1 者応札の理由について</p> <p>3 (K1) 乾式複写機の購入 契約業務概要について。</p> <p>落札率が低い理由は何か。</p> <p>4 平成31年分路線価等を定めるための鑑定評価員等及び土地評価精通者業務 契約業務概要について。</p> <p>支払金額に差がある理由について。</p>	<p>事業者に聞き取りしたところ、他の自動車メーカーで当所の仕様を満たす車種の扱いがなかったことや、入札参加に興味を示す事業者も存在したが、当該事業者は競争参加資格を有しておらず、入札手続きに不慣れだったことに加え、当所における有資格者名簿等による事前確認も不十分であったことから、競争参加資格の取得が間に合わなかった結果、1 者応札となっている。 今後同様の調達が必要となる場合は、資格取得状況の十分な確認と入札手続きの丁寧な説明に努めていく。</p> <p>複数の事業者から徴取した参考価格は、値引き等含めた一般的な取引価格に沿ったものであったことから、予定価格が市場価格に近いものとなっていたことが高落札率の要因と考えられる。</p> <p>中国財務局と管内の各事務所及び2出張所において事務用いす等の購入を行ったもの。 購入物品の内訳は、事務用いすが3種類、スタンドパネル、上下昇降デスク、3段ワゴン、ロッカーの7品目で、局及び各所に納品するという契約内容で入札を実施。 使用期間が20年を超える老朽化した事務用いすの購入が71脚と契約の大部分を占める内容となっている。</p> <p>1者応札となった要因を把握するため業者にヒアリングしたところ、納入数が相当数あること、納入場所も中国各県に及んでいること、品目の中で納入期限内に納品できない可能性があったこと等の理由が挙げられている。 今後同様の調達が必要となる場合は、こうした事情を考慮し、入札実施時期の前倒し、履行期限の十分な確保等に努めていく。</p> <p>広島国税局と37税務署に対し、モノクロ複写機30台とフルカラー複写機30台を納品する業務である。 また、機器を故障なく使用するための保守が必要であり、複写機本体の購入に合わせて、次期更新期までの5年間について、保守契約も併せて入札を行った。</p> <p>機械を販売し、その販売に合わせて継続的保守を行う場合、本体価格は低額とし、長期間にわたる保守料で利益を確保する場合があります、本体購入に係る入札額に相当のバラつきが生じることとなり、落札率が低くなった要因ではないかと考える。</p> <p>毎年7月初めに公開される、相続税や贈与税等の課税における土地等の評価の基準となる路線価図及び評価倍率表の評定に必要な鑑定評価や意見価格の提出を求める業務である。</p> <p>契約ごとに評価を行う地点数に応じた単価での支払いを行っている。 業者に所属している鑑定評価員等の人数や、精通している地域によって依頼する地点数が異なり、支払金額に差が生じている。</p>